

令和5年度伊丹市水道事業会計予算の繰越し使用することの報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により，令和5年度伊丹市水道事業会計予算に計上の費目の一部は，年度内に支払義務が生じなかったので，その額を別記令和5年度伊丹市水道事業会計予算繰越計算書のとおり，令和6年度へ繰り越して使用することとした。

よって，同条第3項の規定により，議会に報告する。

令和6年6月4日提出

伊丹市長 藤原 保幸

令和5年度 伊丹市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
						企業債	出資金	工事負担金	国庫補助金	損益勘定 留保資金
1 資本的支出	1 建設改良費	建設改良事業	2,345,608,000	772,572,728	1,402,043,000	404,400,000	0	0	0	997,643,000

不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸し資産の購入限度額	説 明
170,992,272	0	地下埋設物等の影響により、関係機関との調整等に不測の日数を要したため。